

平成20年3月7日(金曜日)第1回定例会

出席議員(18名)

1番	伊藤忠男	議員	2番	石山忠	議員
3番	辻登代子	議員	4番	工藤吉雄	議員
5番	杉沼孝司	議員	6番	國井輝明	議員
7番	木村寿太郎	議員	8番	鴨田俊廣	議員
9番	佐藤毅	議員	10番	柏倉信一	議員
11番	鈴木賢也	議員	12番	松田孝	議員
13番	新宮征一	議員	14番	高橋勝文	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	石川忠義	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
安孫子勝一	収入役	大沼保義	教育委員長
片桐久之	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課長 財務室長	菅野英行	総合政策課行財 政改革推進室長
尾形清一	総合政策課企業 立地推進室長	熊谷英昭	税務課長
布施崇一	市民生活課長	柏倉隆夫	建設課長
犬飼弘一	建設課長 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
有川洋一	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
今野要一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習課 生入振興課 長	安孫子雅美	監査委員
兼子良一	監査事務局 長	清野健	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

議事日程第3号

平成20年3月7日(金曜日)

第1回定例会

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

○伊藤忠男議長 おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

## 一 般 質 問

○伊藤忠男議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は答弁時間を含め一議員につき60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におかれましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

## 一般質問通告書

平成20年3月7日（金）

（第1回定例会）

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	「住宅用火災警報器」の設置義務化の対応について	①75歳以上の一人暮らしのお年寄り等を対象に購入から設置までの支援について ②「警報器」の共同購入による市民負担の軽減について	7番 木村 寿太郎	市 長
2	白岩の「幟旗」について	今後の伝承と保存について		教育委員長
3	冬の市民生活環境改善について	道路消雪の促進と消雪場所の拡大について	8番 鴨田 俊	市 長
4	木質バイオマス活用振興について	①19年度におけるペレットストーブ補助の結果について ②ペレットの原料への支援について		市 長
5	成人式について	本市の成人式は現在8月に実施されているが、1月実施を検討することについて	3番 辻 登代子	教育委員長
6	国民健康保険について	①加入者負担についての見通しについて ②医療費分、支援分の案分率等について	14番 高橋 勝文	市 長
7	トップセールスについて	トップセールスの考え方と20年度の計画について		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
8	環境衛生について	浄化槽の保守点検と法定検査について	12番	市長
9	教育行政について	学校間の集合学習の基本理念と目標について	松田 孝	教育委員長
10	社会教育について	文化財保護事業について		教育委員長

## 木村寿太郎議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号1番、2番について、7番木村寿太郎議員。

〔7番 木村寿太郎議員 登壇〕

木村寿太郎議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、また多くの市民の要望を受け、通告してある課題について質問いたします。

通告番号1番、「住宅用火災警報器」の設置義務化の対応についてです。

11月、12月の天候を見ると昨年に引き続き暖冬になるのかと思われましたが、1月、2月には例年通りの積雪と低温が続き、なお一層の厳しい冬になりました。そしてこの季節の暖房には当然火が伴い、火災発生のおそれに結びつくわけです。

西村山広域消防の資料によると、昨年1年間の本市の火災発生件数が22件でありほぼ平年並みでしたが、そのうち13件が住宅火災です。特に、昨年は暖冬にもかかわらず、1月から3月にかけての3カ月間で過去にはない6件の住宅火災が異常発生し、3月には尊い2名の犠牲者まで出てしまいました。しかし、本市における今年度の1月からきのうまでの発生件数がゼロであり、市民の防火に対する意識の高揚であり、当局が市民へ火災予防の啓蒙運動の成果であると評価できるかと思えます。

また、県内では本年1月の1カ月間だけでも8名の犠牲者を数えており、そのうち4名が65歳以上の高齢者であります。犠牲者の方のほとんどが逃げおくれで、多くが寝室や階段で発見され、火災に気づかなかつたり、気づいてもたちまち広がり、襲いかかる炎や煙に逃げ場を阻まれたと思われまます。

万一、火災が発生した場合は早い段階で気づいて、初期消火や逃げおくれがないように避難することが大事であり、消防庁の統計でも、住宅火災の64%が逃げおくれによるものと数字に出ております。

2004年の消防法の改正で、住宅内での煙や熱を感知すると警報音や音声で火災を知らせる住宅用火災警報器の設置が義務化されました。2005年6月からの新築住宅に、そして2011年5月末までには既存のすべての住宅への設置も義務化されます。警報器には、煙式、熱式、火災とガス漏れを感知する複合型、耳や目が不自由な方にも音や光の出る補助警報装置などのいろいろな種類があるようです。

その先進国であるアメリカでは二十何年か前に義務化され、普及率は94%で、その二十何年かで火災による犠牲者が約半分まで減ったという実績があります。

生活意識や様式の大きな変化などにより共同体的な地域の連帯感がだんだん薄れ、町内会などの地域コミュニティが極端に衰退してきております。特に、本市においても高齢化もどんどん進んでおり、山間部や多雪地帯も多く消火作業が思うに任せない地域もあり、早急な対応が必要と思われまます。

そこで、市長に二つの見解をお伺いいたします。

一つ目は、2011年からの住宅用火災警報器の設置が義務化されるわけですが、今、本市には1月31日現在で、75歳以上の二人暮らしの生計を営む家庭は299世帯で598名、ひとり暮らしは428世帯、428名、高齢者だけの世帯は8世帯で21名、合計735世帯、1,047名がおります。

振興計画の基本構想の中に、安全で安心に暮らせる地域社会の実現を目指し、子供からお年寄りまでだれもが安全に安心できる生活を望んでおります。健康で安らかに暮らせる地域づくりを行って

く必要があり、自然災害を初め交通事故や犯罪被害など、日ごろから防災や防犯対策として多岐にわたった取り組みが必要であるとうたっており、財政の厳しい折ですが、3カ年計画を組みながらも住宅用火災警報器を早急に購入から設置まで、せめて75歳以上の二人暮らしやひとり暮らしの世帯にだけでも無償で設置する必要があるのではないのでしょうか。

県内他市では、1市だけが75歳以上のひとり暮らしの世帯への購入から設置まで実施支援しているようですが、本市の今後の計画と見解をお聞きいたします。

二つ目は、2011年5月末までという期限義務があるわけです。本市には現在約1万3,000近くの世帯があり、1軒当たりにしても、2階建てであれば、寝室、階段と最低でも2器の購入を義務づけられ、そのほかにも市営住宅や集合住宅を含めれば設置数は膨大な数になるかと思えます。

なるべく早い時期に、各世帯へのアンケート調査を行い、設置場所も天井などの高い位置ですから、お年寄りや女性の方には危険も伴います。警報器と取り付け工事を合わせた大量購入の入札制度を実施し、市民には少しでも単価を安くし、設置しやすいようにして普及を図ることが必要なのではないのでしょうか。御所見をお伺いいたします。

続きまして、通告番号2番でございますが、その前に、大沼教育委員長の就任、まことにめでとうございます。

個人的にも、青年会議所運動やPTA活動、ロータリークラブやライオンズクラブを通しての奉仕活動の四十年來のおつき合いであり、後輩としてお祝い申し上げます。

それが、まさか質問者と答弁者になるとは夢にも思わなかったのですが、教育委員長は常に前向きであり、個性あふれた性格は十分認識しております。誠意ある答弁をよろしくお伺いいたします。

それでは、通告番号2番、白岩の幟旗についてをお伺いいたします。

第5次振興計画の将来都市像を描く「歴史と文化の織りなす 気品ただよう美しい都市(まち) 寒河江」という一大テーマがございます。本市にも後世に残したいさまざまな自然や文化遺産が数多くありますが、文化財の保護・保存を図り後々に伝えていくことが現代に生きる私たちの責務であると同時に、そこに住む人々がその地を愛する心、すなわち郷土愛をはぐくむことが大切であると考えております。

私たちの住む白岩地区は、長い歴史とすぐれた文化を有する町であり、地域のそこかしこに歴史の跡が息づいております。常に白岩地区全体が歴史の遺産であると自負しているところでございます。

そんな中、白岩地区には全戸加入しております「心の教育 めくもりの里しらいわ」という組織があります。その組織の事務局を中心に、今年度から始まりました市の歴史文化ふるさと回帰事業の支援を受け、白岩の116カ所に及ぶ名所旧跡を小冊子にまとめた本を作成中です。名称も「白岩ふるさと歴史探訪」と決まり、ハンドブック型で、全ページカラーの写真または絵がつき、100ページに及び、今月中にも完成の予定です。その創刊を地区民一同楽しみにしているところです。

その事業に対し当局より御支援を受けたことに感謝申し上げます。

そんな中、昨年11月に、市庁舎開庁40周年の事業の一つとして「白岩の幟旗」を2階のロビーに展示していただきました。たった3日間でしたが、来場者も約1,000名を超えたのではないかとお聞きしております。期間が短かったのがちょっと残念でしたが、その反響のよさにはちょっと驚いているところです。そしてそれにあわせて、昨年10月には白岩幟旗保存会も設立しております。

その歴史背景をひもといてみますと、江戸中期になると世の中が比較的平穏になり、一般商人もだ

んだん威勢がよくなり、物見遊山がはやり、上方ではお伊勢参りと熊野参りが大変繁盛いたしました。そのころ白岩地区は出羽三山参りの宿場町として栄え、1827年、文政10年になりますが、臥龍橋の完成でそれに拍車がかかり、ますます宿場町として繁盛したとのことです。

当時、白岩地区の上町、中町、新町の3地区には286軒の世帯が存在し、4分の1に当たる72軒がお土産屋さんや飲食店などいわゆる商いを営み、そのうち旅館は8軒しかなく、一夏で約15万7,000人もの参拝客が訪れ、旅館だけでは泊まり切れず、民家の玄関先にむしろを敷いてまで対応したとのことです。特に、月山にゆかりのある十二支の一つであるうし年には、一夏で10年分の荒稼ぎをしたという記録が残っております。それが明治時代の半ばまで続き、その名残で今でもこの地区には屋号が数多く残っております。

そして当時、白岩のイメージをよくしようと、春には雛祭りや花見、お盆には毎晩軒先に家紋入りの提灯を点灯し、通路を明るくし、冬には浄瑠璃を楽しみ、そして端午の節句には大通りに競って長い幟旗を立てたわけです。参拝者はもちろんのこと近郷近在の人々にとりまして、白岩の幟旗を見に行くことは大きな楽しみであり、幟旗の原点はそこから発信しているようであります。

その当時の原風景写真が、同じく昨年11月、市役所のロビーと一緒に展示され、当時としては珍しく、広く真っ直ぐな切り妻のわらびき屋根の住宅が建ち並び、その町並みの両側に見事に立てられた幟旗が写し出されております。

その後、県内では現存する最古の水力発電所である白岩発電所が1900年、明治33年に完成し、町並みには電柱が連なり、鯉のぼりの普及や、大正15年には三山電車の開通により通過地点になってしまい、宿場町としてはだんだん衰退してきました。

現在は、幟旗を上げる習慣もなくなりました。しかし、幟旗には絵柄として故事来歴を題材としており、幟旗を頼んだ当時の方が何を願い、何を託そうとしたかがい知る上でも貴重なものと思われる。私は全く絵については素人ですが、一堂に会した幟旗の展示を拝見し、その迫力に圧倒されたところです。

そこで幟旗について、保存や伝承について、以下、二つ質問いたします。

一つ目は、今保存会の組織は12名で、14本の幟旗を個人所有しているわけですが、それぞれ年数も大分たっており、保存の方法に問題があったのでしょうか傷みも激しく、外の風には当てられないような状態のものが多く、専門家、例えば東北芸術工科大学のようなところに依頼し、まずは補修や修繕をお願いすることが第一であり、その後の保存するために、例えば湿気と呼ばない桐箱のようなものによる整備などが必要であろうと思いますが、教育委員長の御見解をお伺いいたします。

二つ目は、これも同じく専門家による図柄の背景をよく調査をしていただき、注釈を加え、写真も入った冊子にしてまとめて後々の記録に残してはと思うわけですが、このことについても御意見を伺いいたします。

今年度、第五次振興計画に基づいた歴史文化ふるさと回帰事業が発足したわけですし、教育委員長の前向きな答弁を期待し、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

初めに、住宅用火災警報器の設置義務化の対応についてでございます。

最近は、新聞、テレビのニュースなどで火災による犠牲者の発生が頻繁に報じられておりますが、全国の住宅火災による死者数は、平成15年に初めて1,000名を超え、平成17年には過去最悪の1,220名を記録するなど増加が続いております。これら住宅火災での死亡原因の多くは逃げおくれによるものであり、また死者の6割以上が65歳以上の高齢者であることなどから、今後の高齢化の進展とともに、さらに住宅火災での死者の増加が懸念されております。

このような背景から、御指摘のように平成16年6月の消防法の改正によりまして、火災の発生をいち早く知らせ、迅速な避難や消火活動を促す住宅用火災警報器などの住宅への設置を義務化する新たな施策が実施されたものでございます。

この住宅用火災警報器などの設置に関する基準は、政令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされております。このことから本市の場合は、西村山広域行政事務組合火災予防条例の適用を受けまして、各人が火災警報器などを設置しなければならないことになるわけでございます。

この条例によりまして、警報器等の設置場所は、寝室のほか、2階以上に寝室がある場合の住宅の階段、それから5室以上の部屋がある場合の廊下などが定められて、設置すべき警報器等の規格なども定められております。また、設置時期につきましては、新築住宅は、既に平成18年6月1日から設置義務が課されておりますが、既存の住宅は、経過処置によりまして平成23年5月31日までに設置することが定められております。御指摘のとおりでございます。

本市は、住宅用火災警報器などの普及を図る上では、第一に火災警報器など設置に関する制度の周知が必要という観点から、広域消防本部や消防団などとともに広報活動に取り組み、これまで数回にわたる市報への掲載や回覧などのほか、街頭でのチラシ配布や本市防災訓練や各地の防災研修会での実物を用いた説明などを行ってきたところであります。

次に、高齢者単身世帯等に対すところの住宅用火災警報器などの無償設置について申しあげたいと思います。

本市におきましては、既に老人日常生活用具給付事業といたしまして、65歳以上の低所得者の寝たきり老人やひとり暮らし老人などを対象といたしまして、火災警報機器などを設置した場合の補助制度を定めておりますが、御質問の75歳以上の方々などへの無償設置等についても、高齢者の生活安全対策のさらなる強化に向けて取り組む考えでございます。

それで、平成20年度は住宅用火災警報器に関する制度周知の徹底など普及活動を集中的に進めることとしておりまして、高齢者単身世帯の無償設置などにつきましては、これにつきましては平成21年度をめどに考えているところでございます。

次に、住宅用火災警報器の共同購入についてでございます。

火災警報器などは、住宅の所有者などが設置するものでございます。したがって、個人の所有物を行政が入札等により購入するということはできないものでありますが、一般に共同購入は安価に購入できまして、個人負担を軽減できるなどの利点から、全国的にも町内会や自主防災組織など地域

や団体等によって取り組まれております。本市におきましても、西根地区で消防後援会や町内会が地元の消防団の協力を得まして共同購入を実施して、107世帯に228個の住宅用火災警報器の設置を行っており、大いに参考とすべき事例であると思っております。

共同購入は、住宅用火災警報器などの普及拡大にも効果的な方法であり、今後、地域や各種団体等に対しまして、市や広域消防本部などが共同購入の事例や方法等についての情報提供を行うなどの支援を進めてまいりたいと考えております。

本市は、広域消防本部や消防団など関係団体と協調しながら、この住宅用火災警報器などの普及を推進するとともに、引き続き防火対策の基本である、一人一人が火災を出さないという予防活動を徹底してまいりまして、火災被害の防止に努めてまいる所存でございます。私の方からは以上でございます。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 おはようございます。

きょうは、私にとりまして、委員長として初めての議会答弁でありまして、先ほど木村議員からありましたが、大変長いおつき合いをいただいている木村議員からの初答弁ということでございまして、大変光栄に思っているところでございます。ふなれでございしますが、何分よろしく願います。

白岩の幟旗についてお答えをいたします。

御案内のように、今年度から新たにスタートいたしました歴史文化ふるさと回帰事業、これは地域の歴史、伝統、文化、生活等に係る市民の活動や事業に対し、事業に要する経費の一部を補助したり、アドバイスを施すなどさまざまな側面から支援を行う本市独自の事業であります。本年度は、「昭和30年ころの寒河江町並図刊行事業」など六つの補助事業、二つの記念事業を行ったところであります。

さて、記念事業の一つとして行いました白岩の幟旗展につきましては、昨年秋に設立されました白岩幟旗保存会の皆様方の御協力によりまして、11月1日から3日間、市役所2階ロビーの吹き抜けを利用して14旗の幟旗を展示し、多くの反響を得たところであります。本来ならもっと長い期間展示をしまして、より多くの人に観ていただきたかったというところであります。幟旗の安全性、一般来庁者との混乱を避けるなどの理由によりまして、3日間に限定をして開催となったものであります。

幟旗を、これまで何十年も大切に保存して下さった白岩の皆様には敬服するとともに、感謝の心でいっぱいではありますが、御指摘のとおり長い年月は幟旗を一部腐食させ、傷みの著しいものも見受けられました。

白岩幟旗保存会は、文字通り幟旗の保存と活用を目的につくられた団体でありますので、まずは保存会で幟旗の全体像を解明していただいて、保存に万全を期していただくことを期待するものでございます。保存のための修復や保管用の桐箱整備、陰干しの実施に当たりましては、歴史文化ふるさと回帰事業補助金の制度を活用するなどしていただければと思っているところでございます。

次に、図柄の背景の調査と冊子の作成については、必要に応じまして専門家に相談しながら、保存会と連携をして進めてまいりたいと考えております。さらには、なぜ白岩に幟旗文化が根づいたのか、その背景などの解明につなげてまいりたいと思っております。

このように保存会に期待するのは、地域の人たちが自分の住んでいる地域の歴史や文化をみずからの手で探り、理解することによって地域に対する愛着がはぐくまれ、そしてそのことが自信となって明日への地域づくり、ほかに誇れる地域づくりにつながることを大いに期待するからでございます。

歴史文化ふるさと回帰事業は、そういったことを目的とした事業でありまして、歴史文化力を通して地域力を高める事業でもあります。そういうことでありますので、これからも歴史文化ふるさと回帰事業を活用していただきたいと考えているところでございます。以上、答弁といたします。

伊藤忠男議長 木村寿太郎議員。

木村寿太郎議員 前向きに端的に簡明にお答えいただきまして、まずもって御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

最初に、住宅用火災警報器のことでございますけれども、これも、結論的には前向きに取り組むというような、大変明快な答弁をいただきました。そして平成21年度からは、高齢者を対象にその住宅用警報器についても設置について真剣に考えていただくというような、前向きにいただいたわけでございますけれども、やはりこれからというのはやはり広報活動そして啓蒙運動、そういうのが本当に大事になってくると思います。

ということは、やはり最大の難点は、個人住宅の防災対策はやはり自分の身は自分で守ることが大前提なわけでございますので、規則の内容が、やはり設置義務に違反した場合には罰則規定がないというところに一番難点があるわけです。その辺も十分考えながら、今度総務課でも十分な対応をしていただきたいと思います。そして、県内に誇れるような防災のまちとしては先進的な町、今の答弁をいただきましたけれども、本当に先進的な防災のまちとして県に誇れるようなまちにだんだん進んでいくんじゃないかと喜んでいるところでございます。

続きまして、第2問の白岩の幟旗についても簡単明瞭に、中身のあるお答えをいただきまして大変ありがとうございます。

教育委員長も今お話しになっておりましたけれども、やはりなんだかんだ言ってもやはり保存会が中心になるのは間違いないでしょうから、やはり我々もいろいろな運動しながら、それは地区民としても啓蒙運動、やはり広報活動しながらその保存というものに対する意識づけの高揚を図ってまいりたいと思います。

それから、その後にもまた五、六本が出てきております。それに対する注釈とかそういうものも十分考えていくことが必要だと思いますので、保存会を中心にいろいろなアドバイスを受けながら、そしてふるさと回帰事業の御支援いただきながら、保存会の意識というものを高めていきたいと思っております。

それから、今度白岩の種蒔ザクラの駐車場のところが確保されるわけでございますけれども、ぜひその場所にも幟旗を立てられるような、せめて五、六本ぐらいは設置できるような設備というものをぜひ考えてほしいものだと思います。そしてせめて桜の季節とか、やはり節句のときぐらいは何本か上げられるように意識を図っていただければ大変ありがたいと思いますので、そのようなことに対する御所見あればお伺いいたし、私の第2問といたします。

伊藤忠男議長 木村寿太郎議員。

木村寿太郎議員 前向きに端的に簡明にお答えいただきまして、まずもって御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

最初に、住宅用火災警報器のことでございますけれども、これも、結論的には前向きに取り組むというような、大変明快な答弁をいただきました。そして平成21年度からは、高齢者を対象にその住宅用警報器についても設置について真剣に考えていただくというような、前向きにいただいたわけでございますけれども、やはりこれからというのはやはり広報活動そして啓蒙運動、そういうのが本当に大事になってくると思います。

ということは、やはり最大の難点は、個人住宅の防災対策はやはり自分の身は自分で守ることが大前提なわけでございますので、規則の内容が、やはり設置義務に違反した場合には罰則規定がないというところに一番難点があるわけです。その辺も十分考えながら、今度総務課でも十分な対応をしていただきたいと思います。そして、県内に誇れるような防災のまちとしては先進的な町、今の答弁をいただきましたけれども、本当に先進的な防災のまちとして県に誇れるようなまちにだんだん進んでいくんじゃないかと喜んでいるところでございます。

続きまして、第2問の白岩の幟旗についても簡単明瞭に、中身のあるお答えをいただきまして大変ありがとうございます。

教育委員長も今お話しになっておりましたけれども、やはりなんだかんだ言ってもやはり保存会が中心になるのは間違いないでしょうから、やはり我々もいろいろな運動しながら、それは地区民としても啓蒙運動、やはり広報活動しながらその保存というものに対する意識づけの高揚を図ってまいりたいと思います。

それから、その後にもまた五、六本が出てきております。それに対する注釈とかそういうものも十分考えていくことが必要だと思いますので、保存会を中心にいろいろなアドバイスを受けながら、そしてふるさと回帰事業の御支援いただきながら、保存会の意識というものを高めていきたいと思っております。

それから、今度白岩の種蒔ザクラの駐車場のところが確保されるわけでございますけれども、ぜひその場所にも幟旗を立てられるような、せめて五、六本ぐらいは設置できるような設備というものをぜひ考えてほしいものだと思います。そしてせめて桜の季節とか、やはり節句のときぐらいは何本か上げられるように意識を図っていただければ大変ありがたいと思いますので、そのようなことに対する御所見あればお伺いいたし、私の第2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 よく言われておりますのが、自助、共助、公助と、こういうことでございまして、これは消防防災等々には特に当てはまる言葉だな、考え方だなと、このように思っておりますが、やはり自分の身の安全、危険というもの等々につきましては、みずからがまずやる、そしてまた地域で支え合う、そしてまた行政がさらに支援する、あるいはそれに対応を講ずるということが必要なわけでございますから、お年寄りがだんだんふえている中で自分の身を災害から守るということに対しましては、これはやっぱりみずからができないときには共助、あるいは公助ということの考え方で支え合うというのがこれは必要だろうと、このように思っております。

それにおきましてのきょうの御質問であり、私たちの対策を申しあげたところでございますが、先ほど答弁申しあげましたように、これまで高齢者対策としていろいろな事業をとっておるわけでございますが、その中で、ちょっと先ほども触れましたけれども火災報知器というものがあつたわけでございます。それから自動消火器もございます。ありますけれども、火災報知器に対しましての利用実績というのは余りなかったんでございます、これまで。

高齢者に対しましては、特に特殊寝台でございますが、こういうものの利用というのはどうございましたけれども、火災報知器等々につきましては余りなかったものでございますから、これから法律の施行でこういうことになったんだと、これまでも周知徹底してまいりましたけれども、これまで以上にそのことをお知らせ申しあげまして、さらにそれに対応というものを、施策を講じてまいりたいと、このように思っております。ですから、20年度、21年度と段階的な中で市内からの火災によるところの事故死亡というものをなくしてまいりたいと、このように思っております。以上でございます。

伊藤忠男議長 大沼委員長。

大沼保義教育委員長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

新たに出てきました幟旗も含めまして、たまたま平成25年に発刊する予定であります民俗編、寒河江市の市史の別編でありますけれども、これのためにいろいろ資料の収集とか、また古文書の発掘とかいろいろございます。また白岩の古い歴史資料、そういうものもたくさんあるんじゃないかというふうに思いますので、それとあわせて幟旗に関する周辺の調査をこれから引き続き行っていくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一つ、幟竿が電線が張りめぐらされることによって随分廃れてきたというふうにも聞いております。そんなことで修復ということもあろうと思いますけれども、随分傷んでいるということでもありますので、例えば同じような複製品をつくってやるなどというのも一つではないかというふうなことをいろいろ議論しております。

そんなことで、そういった課題をいろいろクリアしながら、ぜひこの幟旗が白岩の町に再び翻ることをぜひ私ども委員会としても期待をしているということでございます。

これからも保存のためにも、委員会としても十分に配慮して協力しながらやってまいりたいと思っ  
ているところでございます。どうぞよろしくお願ひします。

伊藤忠男議長 木村議員。

木村寿太郎議員 何分にも本当にいろいろ御答弁いただきまして、ありがとうございました。

火災警報器の件ですけれども、高齢化が本当に進んでおります。やはり安全・安心な暮らしに結びつけられるような、21年度からと、来年、再来年度からいろいろな計画中でございますというような答弁がありましたし、ぜひ実現なされることを切にお願い申し上げます。

それから、幟旗の件ですけれども、先ほども申しあげましたように、やはり今後はそこに住む子供たちにも、先ほども申しあげましたとおり、子供たちにも地元を愛する心、すなわち郷土愛をはぐくむことが大切であり、後世に伝えるのが我々の責務であります。ぜひ今後も小学校の総合学習の中で取り組んで指導をいただきたいものだと思っているところでございます。

それから、もう一つ、これはお願いでございますけれども、そのほかに白岩地域には左沢の楯山城と並び称され、歴史的価値がある白岩城に関する資料がほとんどないのが現状です。ぜひこの件も調査いただき、後世に伝承くださいますようお願いし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 鴨田俊廣議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号3番、4番について、 8番鴨田俊廣議員。

〔8番 鴨田俊廣議員 登壇〕

鴨田俊廣議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、またこの問題に関心のある市民の意見を代表し、自分の意見も入れまして以下の質問をいたします。市長の答弁、よろしく願いをいたします。

ちょっと風邪気味でございまして、聞き取りにくい点がございまして御容赦をお願いを申しあげたいと思います。

それでは、通告番号3番、冬の市民生活環境の改善についての質問をいたします。

今年度の冬は当初暖冬気味でありました。しかしながら、1月下旬から寒さが本格的となり、2月に入り再三の寒波により積雪もふえ、市道の除雪は例年どおり何回か行われいつもの冬となりました。地球温暖化傾向とはいえ、寒い冬は確実に来ると改めて思った次第であります。

さて、グレーダーなどによる除雪で、自分の玄関前に残された雪は取り除きますが、そのほかのところはそのままにしているのが現実であります。何回かの除雪の結果、道路の両側にはその雪が次第にうず高く積もり、やがて道路が狭くなり、視野もまた狭くなり、次第に歩きにくくなってまいります。1月から2月にかけて一般の生活にとっては多大な不便を強いられることとなってまいります。

このような状態はない方がよいのであって、少なくともできる限り早く解消されるべきものと思っております。したがって、市は市道を消雪道路にすることにもっと関心を持つべきと思っております。私は、道路すべてが消雪道路になるのが理想であり、希望でもあります。

現在、本市には皿沼、高屋地区と本楯地区に合わせて2,540メートルほどの散水式消雪道路があります。そしてほかに数カ所の消雪場所があります。このような場所は、少なくともほかの場所のような雪による不便はほとんどないように思われます。高齢化社会が進んでおります。これに対応するにも、消雪道路の延長や消雪場所の拡大は今後ますます重要と考えます。市は、この件に対して今後どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

さて、私は道路の消雪と言っても、その部分は道路幅の全部と一部とがあるものと思っております。私は、全部でなくても一部、すなわちうず高く積もる道路両端の部分だけに消雪システムを導入して消雪を図る方法もあると思っております。この方法ですと両側の雪はそんなに間を置かずに消えるか、ほとんど積もることもなく、歩く不便さは相当解消できるものと思っております。そしてこの方法だと経費の面からも道路消雪の促進をより早く図れるものと思っております。あわせて、市長の御意見をお伺いいたします。

次に、通告番号4番、木質バイオマス活用の振興について質問をいたします。

平成18年9月議会において私は、地球温暖化対策、林業振興対策、そしてまた地場産業振興対策として石油燃料にかわる木質バイオマス燃料である木質ペレット活用の促進について提言、質問をさせていただきます。

これに伴って、平成19年度予算にはペレットストーブ購入に対する補助の新設をしていただいたわ

けであります。ところで、最近、石油燃料は1年前よりもさらに高騰をしております。したがって、石油燃料である灯油のストーブにかわるペレットストーブもさらに大きな注目、関心を集めているところでもあります。このような中にありまして本市民の関心はどのようなようであったのか、平成19年度の補助の結果についてお伺いをいたします。そして、この補助について今後どのように考えているのか、あわせてお伺いをいたします。

さて、石油燃料の高騰が続けている県内では、1年前に比べてペレットストーブの関心、そして普及が相当進んできたとの話もあります。山形市のあるホームセンターでは、1年前に比べて燃料であるペレットの需要が5倍にも達しているとの情報もあります。今後ペレットの需要はますますふえていくものと思っております。反面、急速な需要の拡大により一時的にペレット原料の不足が生ずるものと思っております。本市にあるウッドエネルギーに関する協同組合の関係者の話もこのようでありました。

ウッドエネルギー産業は本市の地場産業であるとともに、未来への有望産業であります。私は、この産業は地球温暖化対策や林産業の振興など、本市の未来に大きな価値をもたらすものと思っております。したがって、本市はこれからもこの産業に関心を払い、必要に応じ支援に努力してもらいたいと思いつけている一人でもあります。

さて、ペレット原料の支援の件であります。主要な次のようなものを提案したいと思います。

今、長岡山では松くい虫による松枯れが続いております。この枯れた松や、またその山中に切り倒して積んである松をペレットの原料に提供してはと思っております。可能であるならば地場産業の支援はもちろんのこと、長岡山の景観の維持と廃物処理が同時に達成されるものと考えます。

以上、市長の見解をお伺いいたしまして、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

ことしも3月に入りましたが、今年度は平年より少ない降雪量のようにございますが、1月の下旬から2月にかけて寒さも厳しく、雪降りが続いた日もありました。

これまでの除雪の状況は、一斉除雪が早朝に8回、日中に1回の計9回となっております。特に降雪量の多い白岩、田代、幸生地区にはこれ以上に出動しているところでございます。

道路消雪についての御質問でございますが、現在本市の市道において、御指摘のように皿沼、高屋、本楯地区の一部が散水式の消雪道路となっております。これは、国道112号バイパスの開通による国、県、市道の格付見直しに伴い当時の県道が狭くなりまして、またカーブが多いことによりまして冬季間の除雪が困難なため、昭和61年度から63年度にかけて県から消雪施設の整備をしていただきまして、平成元年に市へ移管されたものでございます。

市が消雪施設の整備を行ってきましてところの箇所といたしましては、県事業の西寒河江跨線橋の整備に伴いまして、寒河江高校の校門へ上がるところの市道坂に、冬季間の交通安全確保のため消雪施設を県と一体的に施工しております。また、チェリークア・パーク内の歩道に温泉熱を利用した施設を施工したほか、寒河江駅中心市街地整備事業に伴いまして、駅正面口の駅前広場及び南口ロータリー周辺にも施工しております。

消雪施設の整備拡大に今後どのように取り組んでいくのかということでございますが、今後、事業等に関連して必要と思われるような場合につきましては、検討してまいりたいと考えております。

それから、道路の両側部分に消雪施設を設置しまして、除雪でたまった雪の消雪を促進できないかという御質問でございますが、除雪に当たりましてはできる限り道路の有効幅員いっぱいを実施しているところでございます。道路の両側が高くなり、そして排雪が必要となった場合につきましては、これまでと同様に地域住民の御協力をお願いしながら、冬季間の安全な道路の確保に努めてまいりたいと考えております。したがって、消雪施設を設置するということにつきましては考えていないところでございます。

次に、バイオマスの活用の振興についてお答えいたします。

平成19年度におけるところのペレットストーブ補助の結果と今後の補助についてでございますが、木質固形バイオマスは環境にやさしい自然エネルギーとして注目されており、地球上の二酸化炭素を増加させる石油などの化石エネルギーを代替することなどから、地球温暖化防止及び資源を有効利用する循環型社会形成の促進を図る上では重要な役割を担っております。

このようなことから本市におきましては、平成19年度、今年度でございますけれども、新規事業といたしまして、環境にやさしいバイオマスエネルギーの利用拡大を図るため、新たにペレットストーブを設置する市内在住の個人、または市内に事業所が存在する法人に対して、その設置費用の一部を助成することを目的とするところの「木質バイオマス利用拡大支援事業」を創設したところでございます。

この事業は、御案内かと思っておりますけれども、ペレットストーブ設置に要する経費の6分の1に相当

する額を助成するものでありまして、限度額を5万円とし、5件分を予算化して、市報への掲載などによる募集とあわせて、ペレットストーブを市役所の2階ロビーに設置いたしまして燃焼実演を行うなど、来庁する市民に対しましてペレットストーブの活用に向けた取り組みを行ったものでございます。しかしながら、平成19年12月に1件の申請があり補助金を交付したところでございます。

平成20年度には、県の新規事業でありますところの製材廃材等利用エネルギー利用促進事業というものを活用いたしまして、設置費用の3分の1、1台当たり10万円を限度に引き続き支援を行うことにしておりますが、助成額が今年度の2倍となる予定でございますので、申し込み数も今年度より増加させることができると考えております。

さらに、市といたしましては、施設園芸経営が暖房用燃料となる原油価格高騰で大きな打撃を受けていることから、農家が購入する施設園芸用のペレットストーブも補助の対象に含めて支援してまいりたいと考えております。

次に、ウッドエネルギー産業への支援育成についてでございますが、ウッドエネルギーについては、今議員がおっしゃられましたとおり化石エネルギーの代替え燃料として注目されており、その活用につきましては、地球温暖化防止及び資源の有効活用を図る上で、官民一体となって取り組んでいかなければならないものであると認識しておりますので、具体的に寒河江市に対しまして企業進出等の話があった場合には、その支援の方策等について検討してまいりたいと思っております。

次に、松くい虫の被害木等のペレットへの再利用についてでございますが、本市の松くい虫の防除は、薬剤の樹幹注入による生立木の枯死予防法と、被害木を伐倒しまして薬剤を散布し、燻蒸してカミキリの幼虫を駆除する伐倒駆除の二つの方法を行っております。

樹幹注入の使用される薬剤は約3年間、伐倒駆除に使用される薬剤は約2カ月間残留効果がありますので、木質ペレットに利用する場合はこの期間を経過した後となるわけでございます。また、燃料として利用する場合は、燃焼ガスや燃焼後の残渣が人体や環境上などに著しく悪影響を及ぼさないことが重要でございます。ペレット自体に有害な成分や異物が全く含まれていないか、あるいは含有しても安全上の許容範囲にとどまっているか、常に成分を分析する必要があります。

そういうことで、松くい虫被害木の活用につきましては以上のような条件がありますが、長岡山の寒河江公園等の松くい虫被害木の提供につきましては、公園の景観形成を図る上からも必要と考えておりますので、比較的搬出しやすい長岡山の寒河江公園の被害木について提供をしてまいりたいと思っております。

松くい虫被害木の活用につきましては、今年度から創設されました「やまがた緑環境税」というものを活用しましてチップ処理を行い、公園内の遊歩道等に敷きならして利用いたしまして、公園の景観形成や機能向上に努めてきたところでありますが、今後におきましても、チップ処理以外にも薪炭の原材料、それから木質ペレット等について利活用の有効性や経済効果などの比較を行い、活用について検討してまいりたいと思っております。

さらに、屋敷の立木の処分や果樹農家の剪定枝の処分につきましては、環境への意識高揚を図りながら木質バイオマスの有効利用について市民に啓発してまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

伊藤忠男議長 鴨田議員。

鴨田俊廣議員 丁寧な、詳しい、隅々まで答えていただいたなど、このように思っております。ありがとうございました。

道路消雪の問題ですけれども、予算的な問題、財政的な問題ということがあるということは十分承知しているつもりでございます。要は高齢化社会、これからなっていくわけでございます。我々の社会には夏もある、冬もあるということで、夏の障害物はよく話題にはなるんですけれども、冬の障害物、特に、この突然の大きな障害物、雪ですね、これに対しては意外と殊さら余り目を向けられていないのじゃないのかなと、このように思ったわけであります。

やさしいまちづくりということがあります。今21世紀でございますので、20世紀の考え方と少し違った考え方を持っていいのかなと、このように思ってこのような質問をした次第でございました。とにかく安全・安心なまちづくりでございます。この大きな障害物、早く取り除ければいいなというも思っていたところでございました。市道136キロメートルあるそうでございますけれども、一挙にこれをやれなんていうことは言いません。しかしできる限り、やれるところからやっていただきたいなど、そういう思いであります。

消雪道路、道路の消雪にはさまざまなやり方があります。井戸水の利用とか、散水式の消雪道路ですね、温泉の廃熱利用とか、また電熱線、そして最近発熱板の敷設なんかも考えられないわけではないわけでございます。どのような方法でも結構でございますので、その場所、そういうところの不便さを解消するやり方をひとつこれからも検討していただきたいと思っております。

先ほど木村議員がおっしゃった高齢化の世帯ですか、たしか735世帯にふえたということであります。除雪車が通った後家の前に雪が残される、そのぐらいは何とかできる。でも玄関の両脇の雪、だんだんだんだたまっていく上に、何とも我々の体力ではなかなか除去しづらくなっていると。非常にそういうふうな視界も遮られて非常に交通上はとすることがたくさんあるというような話も聞きますので、ぜひひとつこれからそういうことを踏まえて消雪道路、道路の消雪にひとつ取り組んでいただきたいと思っております。

本市の発展のきっかけの一つということを思いますと、やっぱり中心街に雪がないというのが、私は大きなきっかけになるのかなと思っております。例えば雪のない中心街、少なくとも今、駅周辺には余りございませんけれども、例えばフローラ・S A G A Eの周辺にも雪がないということだと非常に人も集まりやすくなるんじゃないのかなと。また、駐車場の一角に押しやられている雪を早く何とかして解消すると。排雪でも結構なんですけれども、なかなかそこまでいかないようで、その下にそういうふうな1カ所にその融雪場所、消雪場所を設けながら、そこで集めた雪を短期間でなくすというふうな方法もあるかと思うんです。

市長、その辺の考え方について何か御所見があれば、ひとつ伺いたいと思っております。

次に、第4問の方のことで2問目に入らせていただきます。

昨年たしか5件ほどの予算を組んだかなと、5件かそこらだったかと思っておりますけれども、結果的に申請されたペレットストーブのあれは1件だったと市長の答弁にありました。十分に宣伝はしたのかなと思っておりますけれども、もう一度、宣伝時期ですか、秋じゃなくて夏あたりから、これからこうなりますよと、もう1回市報なんかには広報をしていただければ、ひょっとしたらこの件数もふえる

んじゃないかなと思っておりますので、その辺の検討もお願いしたいと思います。

常に長岡山を見ているわけでございます。松枯れが常日頃、だんだんだんだん引きも切らさず枯れた松が出てくるということで本当に心を痛めて、また、先人が植えてくれた大切な市の財産なのかなと、非常にもったいないと、そういうことで有効利用ができないのかなと常に思っていた次第でした。

今、こういうふうなペレット化にできるということで、そういうふうな天の配剤というか、枯れるのは残念ですけれども、有効利用の道もあるということで、複雑な思いですけれども何かほっとしているということでございます。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、今、長岡山の松、毎年毎年どの程度枯れているのか、3年間ぐらいの本数をちょっと教えていただきたい。そして駆除、今樹幹注入で駆除しているということですが、その効果についてもちょっとお伺いしたいと、このように思っております。なかなか松の中に農薬が入るとペレットにするというのが大変だということでございますので、ひとつその辺もあわせ考えながら樹幹注入やら、また倒した後のことについてもまた検討していかなきゃならない、またうまくそれを利用してペレット化につなげるようにしていただきたいと思っております。

実際、エネルギーの協同組合の話によりますと、確かに需要が増大して、18年度ではペレットが275トンほどでしたけれども、今年度は450トンほどになると。いきなりふえるものでなかなか原材料が集まらないということで、何とか市民の方に、また市にも面倒見ていただきたいという話があったのでこんな質問をしてみたところでした。

実は、松ばかりでなくほかのナラ枯れもやっていますので、その辺の紹介もしていったならば、なお地元の支援に、地場産の支援になるのかなと思っております。

このペレット産業、本当に地元にもありますし、これからこういうふうな関係企業が集まってきて、この寒河江市が一大こういうふうなエネルギー産業ですか、未来のエネルギー産業の集積地になればいいなと。先ほどのそういうふうな企業立地あれば支援したい、ぜひひとつやっていただきたいと思っております。

温暖化対策、これからもずっと続くものと思っておりますけれども、ことしの7月のサミット後、各自治体の取り組みがひょっとしたら強化されるのかなと思っております。こういうことで寒河江市が頑張っていますよと、努力のアピールになればいいなと思っております。

先ほど、農業の施設園芸についても考えていきたいということでございました。ぜひこれもお願いしたいと思います。

実は、果樹のCO<sub>2</sub>の吸収能力ですか、これにもひとつ我々は目を向けていきたいなと思っております。前に質問したときに、森林の1ヘクタール当たり年間二酸化炭素の吸収能力が40トンあると、このようにたしか言った覚えがあります。したがって、これだけの吸収能力が森林にあるということは、ひょっとしたら果樹にもこういうふうな能力が当然あるものと思っております。

したがって、果樹振興を唱えている本市でありますので、ひとつこういうことも訴えていけばなと、ぜひ訴えていただきたいと思いますと思っております。将来果樹農家への補助のひょっとしたら根拠になるのかなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 雪国でございますから道路にも降りますし、屋敷にも降りますし、野に山にも降るわけでございますが、ですけれども、生活産業用におきましては道路に雪がないにこしたことはないわけでございます。そういう意味でこれまでも道路の除雪等につきましては意を図ってきたところでございます。

冬だけの道路の問題だということじゃございませんでして、やっぱり道路整備そのものを、これを確保していかないとだめだということでこれまで道路の改良やら、あるいは道路に関連した側溝やら舗装ということでの整備については力を入れてきたつもりでございますし、そしてまた、これから必要になるのは歩道の問題だろうと、このように思っております。

したがって、冬季間の道路交通の確保ということだけでなく、そのみでなくて、通年を通して道路が気持ちよく利用される、そしてまたそれが市の産業全般に好影響を与える、あるいは他から来た観光客等にも利用されるというような形態になっていかなくちゃならないなど、このように思っております。そういう中での道路の除雪、排雪だろうと思っておりますが、すべての部分に消雪道路というのは、先ほども答弁申しあげましたように非常に難しい問題だろうと、このように思っております。ですから、これからの道路改良なり、あるいは特に必要な道路の箇所について消雪ということもこれは考えていかなくちゃならないなど、このように思っております。

それから、消雪のほかに排雪ということも大切なわけでございますが、これは御案内のように、地域と一体となってやってきた町内会なり、あるいは商店街もあるわけでございますけれども、やはり除雪したとなりますと両側にうず高く雪がたまってくると、御指摘のように、これが非常に交通上支障を来すということで排雪をしなくちゃならないと、こういうことでございますから、排雪につきましてもこれから十分考慮していかなくちゃならないんだなど、このように思っております。

それから、ペレットの問題でございますけれども、先ほど答弁申しあげましたように、寒河江市としましてこのようにペレットをうまく普及しよう、活用しようということで補助要綱までつくったというのは余りほかにもないのじゃなからうかなと、こう思っておりますけれども、やっぱりこういう原油が高騰したこの時期におきまして余り購入して利用するという方がないのでございまして、こういうものなのかなと。

きのうの新聞ですか、ある新聞でございますけれども、ほかの県でございますけれども、ほかの県の事例でございますけれども、ペレットストーブの普及進まずと、こういうような記事が出ておるわけございましたが、そういうことで、でも、やはり今申しあげましたように温暖化の問題、あるいは環境の問題等々をいろいろ考えあわせると、もっと普及されてもいいのじゃないかというような考え方で、先ほど答弁したような処置をとっておるわけでございますし、また、県におきましても考えておるということでございますので、一体となって取り組まなくちゃならないと、このように思っております。

ペレットのみならず、チップにするという方法もございまして、ですから、そういうあらゆる分野での活用ということでこれから処理、進めていきたいと思っておりますし、働きかけてもいきたいと、このように思っております。

それから、長岡山の松の問題でございますけれども、どの程度枯れておるかということにつきましては、私今手元に資料がございませんので、もし担当が持っておりますならば担当の方から答弁させていただいております。

それから、園芸施設への支援、これも先ほど申しあげましたように、寒河江は施設園芸が大変盛んなまちでありまして、寒河江の農業の核ともなっておるわけでございますけれども、原油高騰によりまして大変な厳しい状況にも置かれておるかなど、このように思っておりますので、前に答弁したような対応をしてみたいと、このように思っております。以上です。

伊藤忠男議長 花・緑・せせらぎ推進課長。

犬飼一好花・緑・せせらぎ推進課長 それでは、私の方から長岡山の松くい虫の状況について御答弁申し上げます。

最近3年間における松枯れの本数でございますけれども、伐倒駆除した本数が115本でございます。そのほかに樹幹注入、要するに予防策として施した本数が27本でございます。この長岡山につきましては、平成8年から大切な松を守っていこうということで、これまでさまざま予防策を行ったことにつきまして申しあげたと思っておりますけれども、これまで伐倒駆除で757本、あと樹幹注入関係が144本ほど、これまで防除ないしは伐倒というふうなことを施してきたところでございます。

あともう1点、樹幹注入に対する効果というふうな御質問もございました。松枯れの防止策には大変有効な防止策であるというふうに考えております。今後ともこういった樹幹注入を施しながら大切な松を守っていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

伊藤忠男議長 鴨田議員。

鴨田俊廣議員 答弁ありがとうございました。

なかなか道路の方も急にはいかない、それもわかります。雪国のハンディをいかにして克服してこの寒河江市の発展に結びつけるか、今後とも取り組んでいただきたいと思います。

今、道路特定財源というふうなことで非常に話題になっております。当然こういうふうな財源の使う場所、やっぱり質のよい道路づくりということになるんじゃないかと思っております。その一つに我々の消雪道路も含まれるのかなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

また、今松くい虫の話でございますけれども、ひとつこれ以上松枯れがないようにひとつ今後とも努力をしていただきたいと思います。いずれにしても消雪道路も、こういうふうな緑に対しても今後とも、重要な問題でございますので、取り組み引き続きお願いを申しあげまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。再開は、午前11時05分といたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時05分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 辻 登代子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号5番について、3番辻 登代子議員。

〔3番辻 登代子議員 登壇〕

辻 登代子議員 おはようございます。

きょうは傍聴席に、50年前に学校で勉強させて指導していただきました先生もお見えでございます、本当に記念すべき日と思い、きょうは頑張ってお見せたいと思っております。

成人式について。

緑政会の一員として、通告番号5番、成人式についてお伺いいたします。

成人の日は、国民の祝日に関する法律で、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励ますことを趣旨とし、国民の祝日の一つとして制定されたものです。昭和23年から平成11年まで1月15日を成人の日と定めお祝いしてききましたが、ハッピーマンデー制度に伴い、平成12年からは1月第2月曜日に変更されました。

そもそも1月に成人の日が決められた経緯は、正月に元服が行われたこと、そして青年の成人を祝う生成発展の新年1月が最もふさわしいということで、1月に成人の日と定められたようです。

成人の日は、平和国家、民主国家の中核となるべき青年男女が成人したことを自覚し、その重責を認識し、各自の身体を強健にし、豊かな教育と広い知識を身につけ、社会人として自主的かつ協力的に行動するよう国民こぞって祝福する記念日であるとするならば、私は、年の初めである1月に実施するのが望ましいと考えます。

県内の成人式の実施状況を見ますと、1月に実施しているのは山形市を初め5市2町、4月が1市1町、5月が2市2町、8月、お盆のときで本市を初め5市14町3村となっています。県内の中でも1月と8月に大きく分かれ実施されているようであり、平成7年では1月実施が4市町村であったものが徐々にふえ、平成19年では7市町村となっております。寒河江市では、昭和51年8月に開催されて以来今日に至るまで30年間実施され、それなりの成果を見ているわけであり、

私はここで物議を醸そうとは思いませんが、8月に移行した昭和51年当時、生活改善の趣旨と、多くの成人になられた人が集まりやすくするため、厳しい冬場よりも8月に実施されるようになったと聞いていますが、30年前と今日では社会状況、成人を取り巻く状況も大きく変わっており、したがって、本来の成人式を開催する趣旨、意味合いというものを振り返り、原点に戻って、身の引き締まる冷気の中、凜とした青年像を描き、大人としての自覚と責任を認識してもらう門出の日は1月がふさわしいと考えます。

こうした観点から、成人式は暦どおりの1月に実施することを検討してはと思いますが、教育委員長の御所見をお伺いいたし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 成人式についての御質問にお答えをいたします。

成人の日は、先ほど辻議員からる御説明ございましたとおり、明日の社会を担う青年が大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとすることを祝い励ますものであります。1月15日、平成12年からは1月の第2月曜日がその日になっております。

寒河江市ではその趣旨を踏まえて、式典は、当初は成人の日に合わせて1月に開催しておりましたが、昭和51年には年2回に分けて開催され、そして昭和52年からは、県外在住者の帰省のしやすさや服装を簡素化できることなどを考慮して8月の開催に変更してきたものでございます。現在はお盆期間中の8月14日に固定しているわけでございます。

近年の実施状況を見ますと、対象者は約550名で推移しておりまして、最近3カ年の平均参加率は76.2%と比較的高い割合になっております。

式典の運営とアトラクションの企画などは、卒業中学校ごとに選出されました約25名ほどの成人該当者による実行委員会形式で開催しております。大きなトラブルの発生もなく、式典は厳粛に執り行われて、後半のアトラクションや恩師の突然の登場、会場とのやりとりなどありまして、非常に大きな盛り上がりを見せております。

また、実行委員会の中におきましては開催時期の問題も含めて検討を行っておりますが、ほとんどの実行委員がこのまま8月開催が望ましいということでもございました。

このような開催状況ではございますが、8月での開催に変更してから、先ほど辻議員からもございましたが、30年以上が経過しているということでもありまして、やはり御質問のとおり社会状況にも大きな変化が生じているというふうに認識はしております。

例えば、大学に進学する者の割合は、本市では30年前に比べますと現在ほぼ2倍になっているということでもありますし、県外への進学者も同様に増加していると考えられるわけですが、一方では、高速交通網の整備によりまして交通事情が格段に向上したということなども考えなければいけないと思っております。

また、1月に開催している近隣市町のここ3カ年の出席率を見ますと、山形市が73.7%、天童市81.4%、河北町が82.3%になっておりまして、最近の傾向としては、年々、少しずつではありますが出席がよくなっているという状況がございまして。

成人式の開催時期につきましては、これまでと同じ8月としながらも、主役である青年の意見を第一にしながら、1月に開催している他市町村の状況等をも参考にしまして、今後ともよりよい成人式にしていくように検討していきたいと考えております。以上、答弁といたします。

伊藤忠男議長 辻議員。

辻 登代子議員 1問に対する御答弁、本当にありがとうございました。

人生の節目は誕生から入学、卒業、そして就職、結婚、定年と、大きな転機がさまざまありますけれども、中でも成人を迎える時期は大きな節目でもあります。大切な儀式でもあります。まして今日では大人への仲間入りをする年齢を20歳から18歳にしてはということを議論されております。いずれにしても若者は気持ちを新たに、未来への大きな夢と希望を胸に大人になる門出の式に臨むことでしょう。私たちは次世代を担う若者たちのために、人生において大きな節目を迎える門出のときを祝福し、励まさなければならない義務があると考えます。

先日、これから成人式を間近に控えた女の子のお母さんを持つお母さんたちとお話をする機会がありました。成人式の話になりまして、一人のお母さんは、自分が結婚したとき親からもらった着物がそのまま袖を通さずに持っている。我が子の成人式にはぜひ着せてあげたいし、写真を撮って記念に残してあげたい。夏では着物を着せるのはかわいそうだ。また、別のお母さんは貸衣装でもいいから着物を着せてあげたいと言っておりました。

時の流れとともに、生活改善という名のもと何事も簡素化されつつある今日ではありますが、日本伝統の美である着物、成人式の記念に残して祝ってあげたいと思う親心を酌んであげてはいかがでしょうか。

成人式の実施時期については、経済効果も踏まえ議論がなされたようですが、その後どのように検討され、今日に至っているかを伺い、第2問といたします。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

大沼保義教育委員長 お答えをいたします。

よく日本には日本が足りない、最近随分外国の観光客も来ているわけですが、よく耳にするのは、日本にはもっと和服姿が見られたんじゃないかというようなこともあります。私どもとしましてはぜひ和服を、伝統文化を見直すという意味で和服というのは大事なことだと認識しております。

ただ、一方で、やはり成人式というものは総合的に、和服も大事でありますけれども、やはり総合的に判断していく必要があるだろうという認識を持っておりまして、先ほどから申しあげておりますように、当事者の実行委員の意見等も踏まえて、また、先ほどからありました近隣市町村等の状況ももう一度いろいろお聞きをしながら、時期に関しては再度検討させていただきたいと思っているところでございます。

とりあえずことしに関しては、一応8月ということで決めておりますので、この線で進めていきたいと思っておりますが、今後に関しては、そういった実行委員会という組織がありますから、そういう成人の皆さんの意見をもう一度きちんと聞きながら考えてまいりたいと思っているところでございます。

それから、開催についてその後どのような検討がされたかというのは、先ほど申しあげたようなことで、その都度実行委員の皆さんの意見を聞いて、やはり8月の方に意見が集約されたということで今までは実行してきたという経緯でございます。よろしく申し上げます。

伊藤忠男議長 辻議員。

辻 登代子議員 私の意図するところは十分御理解いただいたと思いますので、私の提言が実行することを期待して、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

## 高橋勝文議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号6番、7番について、14番高橋勝文議員。

〔14番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 通告番号6番、さらには7番につきまして質問をいたします。市長から答弁をお願いいたします。

通告番号6番、国民健康保険につきまして質問をいたします。

昨年12月におきまして、請願第6号後期高齢者医療制度の抜本の見直しを求める意見書の提出に関する請願につきまして、反対討論を行いましたこともありまして、国民皆保険の制度が持続可能なことを期待し、以下、質問をいたします。

なお、国保の諮問機関であります国保運営協議会とのかかわりもあると思いますので、現段階で答弁できる範囲内での答弁をお願いいたします。

質問の1、実施計画によれば国保給付金19年度末で6,800万円となっておりますが、どの程度になるのかであります。

2番目、国保の19年度歳入歳出額は補正を含めて40億2,000万円、20年度の当初予算額は38億7,700万円、国保税におきましては19年度約13億1,500万円、20年度は11億2,400万円、ほかに後期高齢者医療保険料3億900万円、合わせて14億3,300万円と見込まれておりますが、どの程度、税率改正を見込んでいるのか。具体的に、例えば国保税の当初予算における被保険者1人当たりの税額は、前年度と比較してどのくらいになるのかであります。

3番目、後期高齢者支援金についてであります。国保税からの案分をどの程度に想定しているのか。また、どの程度の総額の税として計算されるのか。

4番目、団塊の世代が急増する時代、他の保険から国保への移行申請がスムーズに行き届かないということを耳にいたします。本市の場合の現状と、スムーズに移行させるような啓蒙指導体制について。

5番目、18年度における国保税の収入未済額は約8,600万円、年次増加の傾向にあります。本年より、後期高齢者医療保険制度の中で年金受給者よりは天引きされるようであります。予算書の中では約9割相当見込んでいるようであります。総体的に判断して徴収率の向上につながるものと判断いたしますが、どのように想定しているのか。

以上、5点につきまして市長の見解をお伺いいたします。

次に、通告番号7番、トップセールスの考え方と20年度の計画につきましてお尋ねをいたします。

「トップセールス」という言葉はこのごろよく耳にいたします。議場で市長がトップセールスということを発表したのは、昨年の松田議員に対する答弁と私は記憶をしております。

平成20年度における市政運営の要旨の農業振興の中で、関西方面へのトップセールスによる消費拡大のPRを行いながら、販売ルートの拡大を図ってまいりますと言われておりますが、トップセールスの市長の基本的な考え方と、20年度における市長のトップセールスの計画をお伺いいたします。

以上、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 国民健康保険の加入者負担の見通しについてお答えいたします。

初めに、国保給付基金の残高についての御質問でございますが、平成19年度から21年度の実施計画における平成19年度末の給付基金は6,800万円と見込んでいたところでございます。しかし、平成18年度の決算剰余金の繰り入れや19年度中の取り崩しを行うと、平成19年度末では1億200万円になると推計しておるところでございます。

それから、税率改正について、どの程度見込んでいるかということでございますが、平成20年度からはこれまでの医療分、介護分に加えまして、新たに後期高齢者支援分として税率を設定し賦課することになっております。その総額は、後期高齢者医療制度へ支出する後期高齢者支援金の約半分となり、残りは国、県支出金等で賄われることになっているところでございます。

平成19年度に比べて、1人当たりの税額はどのように見込んでいるかということの御質問もございました。

平成19年度と平成20年度当初予算額の現年分を単純に被保険者数で除した1人当たり税額で比較しますと、医療分については、平成19年度は7万5,500円が平成20年度は7万100円に、介護分につきましては、平成19年度は2万1,900円が平成20年度は2万4,400円となるものであります。医療分については平成19年度より下がりますが、新たに後期高齢者支援分が1人当たり1万9,700円加わることから、総額といたしましては約1万6,900円負担がふえる計算になります。

ただし国保税率の改正につきましては、例年のとおり税制度の改正詳細や市民所得の確定を待ちまして、5月中に国保運営協議会に諮りまして、6月議会で御審議願うこととなります。

それから、団塊の世代の退職に伴い、社会保険から国民健康保険への切りかえがうまくいっていないのではとのことでございますが、本市においてはそのようなことはないと考えていますが、なお、これまで同様、3月ころに全戸配布する「みんなの国保」などによりまして、必要な手続をお知らせしてまいりたいと思っております。

次に、収納率についての質問でございます。

平成20年度から始まる後期高齢者医療制度では、これまで加入していた医療保険を脱退して新制度の被保険者となります。市国保ではこの数を約4,200人と見込んでおります。後期高齢者医療の保険料については、原則特別徴収であることから保険料を賦課する広域連合では約99%と推計しております。しかし、国保会計においては、納税意識の高い高齢者が脱退することによる収納率への影響も少なくないと考えているところであります。そこで国保税の収納率を予算上94%としております。収納率につきましては、被保険者間の負担の公平化を図るため一層の向上に努めてまいり所存でございます。

次に、トップセールスについての基本的な考え方について申し上げます。

最近、農産品の販売や販路拡大を初め、観光や物産の振興、企業の誘致活動など、多くの自治体におきまして首長みずから直接現地へと赴き、地場産業のPRや売り込みなどが行われております。首長みずから自分の自治体を売り込んでいくトップセールスは、今後の地域間競争に打ち勝つため

にも、地域のブランド化の確立やイメージアップのためにも大きな役割を担っているものと思っております。

また、首長みずからがPR、売り込みする農産物や物産品に対しましては、安全・安心がキーワードとなっている現代社会に暮らす消費者にとりましては、とりわけ大きな安堵感を与え、信頼して取り引きいただけるものと思っております。

このように、トップセールスにおいては、寒河江市という看板を背負った商品をいかにして売り込み、認知していただくかが大切であると思っております。そういった考え方に立って、私は市長就任以来いろいろな場面場面で寒河江市のPR、セールスを実施してまいったところであります。

具体例を申しあげますと、日本一さくらんぼの里のまちづくりPRや企業誘致における企業トップへの売り込みを初め、私が会長を務める東北道の駅連絡会においても、各地の関係者に寒河江市を積極的にPRしてきたところであります。また、東京ビッグサイトで開催されてきました山形県機械工業展での寒河江市内の優良企業や製品などの紹介、第19回全国都市緑化やまがたフェアの主会場誘致と旅行会社へのツアー実施の売り込み、そして昨年実施した紅秀峰の関西市場への売り込みなどなど幅広い分野でのトップセールスを実施してきたところであり、それぞれに取り組んできた実績として現在の寒河江市の姿があるものと思っております。

私は、これからも自信を持って全国の人たちへ、いろいろな機会をとらえながら寒河江市をPR、セールスしていく中で、より多くの寒河江ブランドが確立されるよう努力してまいりたいと考えております。

それから、トップセールスの20年度の計画について申しあげますと、現時点の計画といたしましては、7月に、昨年に引き続き、「紅秀峰の里さがえ」の確固たる基盤構築と紅秀峰の販路拡大を図るため、農協、さくらんぼ生産者と一緒に関西地域における卸売市場、百貨店などで消費者を意識したPRを実施する予定でございます。

その際には、市場の関係者から貴重な御意見をいただいたり、買っていただいたお客さんの顔を見ながらお話を伺ったりすることができるわけでありますので、その中でお聞きしたことを持ち帰って生産者とともに論じ合いながら、多様なニーズに対する今後の対策を講じてまいりたいと考えております。

また、私が会長を務めております東北道の駅連絡会の平成20年度総会の席上におきましても、寒河江のさくらんぼや寒河江の祭り、清流寒河江川の鮎釣り、つるり里芋を使った山形名物いも煮、それから名刹慈恩寺に代表される観光資源など、寒河江市を積極的に宣伝してまいりたいと考えております。

さらには、寒河江中央工業団地において第4次拡張事業、約22ヘクタールを予定しておるわけですが、それを進めておるわけですが、多くの優良企業から立地をいただけるように企業へ出向き、企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

伊藤忠男議長 高橋議員。

高橋勝文議員 答弁まことにありがとうございました。

第2問に入りますけれども、今市長の方から国保につきまして5点の答弁を願った中で、国保の本年度の基金繰り入れにつきましては、存目1,000円と、このような計上になっておるということで、先ほど市長の方から答弁願った中でありまして、さらに、その理由につきまして再度お聞きをしたいと、これが第1点。

それから、第2点目になりますけれども、先ほどの質問とダブるようなことになるとは思いますけれども、確認のためにお聞きいたします。

20年度におけるすべての国保にかかわる予算総額、例えば国保への一般会計からの繰り入れ、それから基金繰り入れ、老健、後期高齢者への繰り入れ、そして国保連合会への負担金などなど合わせますと約6億3,000万円から6億4,000万円ぐらいと、このように私は計算をしております。大体昨年と同じような金額と、このように推計をしております中で、単純に19年、20年度における予算上での国保に関する被保険者の負担分、保険税は14億3,300万円、そして13億1,500万円、その差1億2,000万円ほどになるとは思います。例えば基金よりの繰り入れがないと、このように想定した場合、先ほど言ったように1億2,000万円、そのような計算になるのか否か、確認のためにお聞きいたします。

3番目であります。

本年より、国保税の最高限度額が59万円になると、このように言われております。47万円の12万円足して59万円。昨年度の高額の最高限度額は576戸というように記憶しております。大体500戸から600戸ぐらいになると、このように私は推定をしております。

後期高齢者医療制度に伴って国保につきましても、低所得者に対して無理な負担、これらは妥当でなからうというような判断に基づいて国におきましても期限限定の軽減処置がなされるわけです。そのようなことからいきますと、中間層の所得者に対してしわ寄せが多くなると。その中間層は一般的に子育ての真っただ中の階層と、このように私は推測、推定をいたします。

国保税の収納率、これらを上げるというような観点、先ほど市長は94%と、また後期高齢者では99%と、このような収納率のお話をした中でありまして、収納率を上げる、これは公平、公正の一つの課税という視点からとって見た場合、今2カ月に1遍あなたの医療はこのくらいかかっているんだよということで通知が来ます。よって、年6回来ているはずで、私ももらっています。国保税の収納率を上げる一つの方法として、2カ月に1回もらってもなかなかトータル、それを取っている方は非常に少ないであろうと。

収納率を上げる一つの手段として、例えば今までの6回分をほかにもう1回、年間のあなたの医療費なんぼかかっているんだよと、それらを国保の税の通知書と一緒に同封をして、保険税の収納率を上げるような一つの方策として、もしくは寒河江市は、市長は保険者であります。保険者でありますので、市報でいろいろな決算を市民の方に報告いたしますけれども、その通知書と同封しながら、国保の決算のあらましなどもその通知書に同封して収納率の向上を図ると。このようにすればもう少し被保険者も、なるほど、当然私も出さなきゃならないかなというような意識高揚につながって収納率の向上につながるのではなからうかと、このように思っております。市長の見解をお聞きいたします。

次に、トップセールスの関係でありますけれども、先ほど市長から答弁願ってもっともだと、このように思いました。さらに、今さくらんぼの加温など、重油など高くて採算余りにもかかる、頑張っ  
て雪を望みながら機械効率をよくしようということでいろいろな省エネ工夫をしながら頑張っておる  
62戸の農家もいるやに聞きます。そういう部分もあって、さらには、ほなみ団地などの宅地の早期販  
売、さらには22町歩の工業団地の造成も計画しておるようであります。かようなことから、工場の誘  
致なども、これらは寒河江市の人口の増大にもつながってまいりますので、さらなる寒河江の市長、  
寒河江の顔としてトップセールスを常に心がけながらやってもらいたいと、このように要望をいたし  
ます。

以上、第2問といたします。

伊藤忠男議長 高橋議員。

高橋勝文議員 もう1分で終わります。

国保税の収納率を上げるというようなこと、そして、例えばレセプト点検なんかで成果が上がった場合は、国からの国保に対する、国保体に対する支援金も高まると、このようなことを耳にいたします。よって、先ほど市長が国保連合会との絡みもあって、できる限りその方向に、例えば1年分の医療費を同封するようなことを考えてみたいと、このように申し述べられた中でありますけれども、できる限りそういう一つの手当てをしながら、みんなが公平公正な納税をされるように、そして納税は義務でなく、私は権利だと、このようなシステムを醸成していきたいと、このように申しあげて質問を終わります。

伊藤忠男議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 松田 孝議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号8番、9番、10番について、12番松田 孝議員。

〔12番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 本日最後になりますけれども、あと1時間、よろしくお願いします。

私は、質問事項にかかわる多くの市民を代表して、以下、通告番号順に従って市長並びに教育委員長に質問いたします。

最初に、通告番号8番、環境衛生について伺います。質問の趣旨は通告してあるとおり、浄化槽の法定検査と保守点検についてであります。

浄化槽の設置者は、県に登録している浄化槽清掃事業者に年3回以上の保守点検と清掃を委託し、浄化槽の適切な維持管理に努めています。ところで、浄化槽法では保守点検とは別に指定検査機関による法定検査を年1回行うことを義務づけています。さらに、一昨年の2006年の2月には改正浄化槽法が施行され、その法定検査を受検しない設置者に対して行政から検査を受けるべき旨の指導、勧告、命令が行われることになり、命令に違反した場合の罰則30万以下の過料が新たに規定されました。

法改正後、山形県全体で法定検査の受検状況は50.4%で、受検率が高いのは最上町で89.9%、最低は天童市の20.6%で、寒河江市は51.3%と県平均を多少上回っています。

設置者の間からは、この法定検査に対して、登録事業者が行う保守点検と検査内容がほとんど同じものであり、利用者に二重の負担を強いるものだという批判が出ています。行政は法律で決まったから守れと言いますが、近年は浄化槽本体の機能に対する信頼性も高く、浄化槽の持ち主からすれば事実上の二重検査であり、検査料の負担は納得できる状況ではありません。

そこで伺いますが、浄化槽の法定検査を受検することで住民の費用負担は寒河江市全体で約2,000万円となりますが、それだけの検査費用を費やして、費用対効果はどのようになっているのか伺いたいと思います。

設置者は、国家資格である浄化槽管理士を抱える事業者を信頼して浄化槽管理を委ねているのであります。それに加えて同じような内容で法定検査が行われることに、設置者の理解と信頼が得られるでしょうか。私はこのことに強い疑問を持っています。

浄化槽の法定検査については、二度手間を省くためにも、持ち主が委託している登録事業者の保守点検時に検査できるように制度改正すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

特に、住民の費用負担の軽減対策の一つとして、電子情報化を促進させ、事業者の所有している保守点検の情報を行政も利用できるように一元化を図ることで、最新の検査データが行政に反映させることで検査の異常などが瞬時に改善が図れるよう関係機関に強く求めていくべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

次に、寒河江市が実施している学校間の集合学習の基本理念と目標について伺います。

全国的な少子化の中で、児童生徒数の減少による小規模校の統廃合が、山村集落の存亡にかかわる深刻な事態が各地で起きています。その原因は、国が示す学校の適正規模を遵守させようと各市町村に対して、学校の統廃合を強力に求めてきた結果でもあります。

その一方で、学校では小規模ならではのすぐれた教育実践の取り組みをしたり、地域と連携し特徴ある総合学習を实践する学校も多くあります。さらには、小規模校の利点を生かし、小規模校同士が合同で授業し、単独校を維持し、集落をも存続させるという新たな道を開いた教育委員会もあられています。

日本共産党寒河江市議団は、先日、岩手県宮古市教育委員会を視察しました。宮古市では山間部に点在する四つの小規模小学校の4年、5年、6年生を学年ごとに統合し、週1回、2科目を集団で授業を実施するというものでした。

この事業について、宮古市の中屋定基教育長は、小規模だから廃校し統合してスクールバスで送迎は簡単にできる。しかし、それでは児童と地域とのかかわりが薄れることと、小学生として一番必要な感受性や伝統、文化、それに地域の方々から学びとる社会性もなくなってしまうことが心配だ。また学校は、地域の核として活力が生まれコミュニティが成り立つ。地域に学校がなければ過疎化はますます進む。学校統廃合は子供たちにも地域にとってもマイナスであり、そのために現在進めている四つ葉の学校での集合学習をさらに充実させ、10年間これを継続していくと語りました。

寒河江市が現在進めようとしている統廃合の議論の中にもこうした視点を入れて検討すべきと考えますが、御見解を伺いたいと思います。

学校教育法では、小中学校の標準規模（適正）は12学級から18学級としていますが、市内には標準以下の小学校が6校あります。これらの学校の教育環境、特に、学ぶ集団規模の適正化に向けて現在どのように検討されているのか伺いたいと思います。

3点目は、市の教育振興計画では、各学校からみずからの考えと判断で学校運営ができるようにし、それぞれの学校が主体的な取り組みを支援するとしています。しかし、学校がみずからの考えと判断で授業づくりしても、予算や時間の制限など諸課題も多く、また教員の異動なども重なり、継続性に欠け、振り出しに戻るケースも多く見られます。

特に、今年度から実施された学校間の集合学習の取り組みは、受け入れ先の学校の協力、時間の調整、それに交通手段など諸課題が山積しています。

そんな中で平成20年度以降も学校間の集合学習を実施していくとしていますが、19年度実施した醍醐小学校と田代小学校の集合学習の成果と反省点を伺います。さらに、来年度からの具体的な事業の方向性と目指す目標を伺います。

次に、文化財保護事業について伺います。

近年、都市化と工業化の進展で都市周辺に居住する住民の生活様式全般が急速に変わり、日本的な文化、伝統が急速に姿を消しつつあります。加えて、周辺部の集落では少子高齢化のもとで祭りや伝統行事の継承も危ぶまれ、さらには、伝統工芸品や菓子づくりの技術者までが高齢化と後継者不足に悩む状況が相次いで起きております。

このような状況下で、文化財は長年の風雪に耐え、関係者の適切な保存管理と伝承への熱意によって現存しています。その一方で、文化財指定候補となり、調査の結果指定に至らなかった建造物などが市内には数多く残っています。ところがこのような建物は老朽化が進んでいるために、活気を失うことで所有者が改造や解体、撤去という道を選択せざるを得ない状況もあります。

そこで伺います。歴史的建造物の所有者は、維持管理のための費用や老朽化や耐震化の不安、それに所有者の高齢化と雪対策など、大きな問題を抱えているのが実態であります。これらの課題解決の

ために所有者のさまざまな悩みに対応できる相談窓口を設置し、支援体制を強化すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

2点目は、文化庁が進める登録有形文化財建造物の登録制度を活用して文化財的な建造物の認知度を高める時期と考えます。特に本市では、本年度から歴史文化ふるさと回帰事業をスタートさせ、各地域団体の協働で大きな成果と文化創造活動が醸成されてきました。

こうした中で、改めて地域に残る貴重な建造物などの再発見もあり、これらの保存・保護、さらには活用をどうするかなどの話題も多く聞かれるようになりました。特に、築500年も経過しているのになぜ指定文化財に認知されないのかなど、疑問の声などもあります。また、中には指定されていないことで保存や保護を軽視する人もあります。

これらを防ぐために、登録有形文化財建造物として登録を呼びかけ、文化財への認識向上と保存・保護に努力すべきと考えますが、見解を伺いまして第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

台所や便所からの生活排水を浄化する浄化槽 が日ごろ良好に維持管理され、微生物の働きが十分に機能することにより汚水の浄化が図られ、河川の水質汚濁の原因とならないようにするため、浄化槽の設置者について保守点検、清掃、法定検査と三つの義務が浄化槽法に定められております。浄化槽の状態が正常でないと公共用水域の汚染を引き起こすおそれがあります。

法定検査としましては、新設された浄化槽の使用開始後3ないし8カ月後の水質検査と、それから、その後浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ正常に機能しているかどうかを確認するため、毎年1回知事が指定する検査機関での検査を受けることが義務づけられております。

保守点検と清掃は、浄化槽の消毒薬等の補充やスカム除去、それから水質検査であります。したがって、法定検査と保守点検と清掃とはそもそも別の検査であり、議員がおっしゃるような二重検査ではありません。

市では、浄化槽を設置している方々を浄化槽台帳により把握しております。また、浄化槽清掃業許可業者に対しまして、適正な維持管理を行うよう指導しているところであります。

法定検査は、民間の業者が行えるものではなく、知事の指定する検査機関として、財団法人山形県理化学分析センターと、それから社団法人山形県水質保全協会の2法人が指定されております。このことから、年1回の法定検査は市の浄化槽清掃業許可業者では検査できないこととなっております。

したがって、議員がおっしゃるような浄化槽設置者が依頼している業者にこの法定検査も依頼できるように制度化すべきではないかというようなことですが、今申しあげましたことから、制度化はできないこととさせていただきます。

次に、検査料金のことですが、浄化槽を設置しておれば浄化槽の大きさにより年間の検査料が必要となります。検査金額は県で定めておるものでありまして、検査に要するところの費用でございます。私からは以上です。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 それでは、私からお答えをいたします。

初めに、学ぶ集団の適正規模化にかかわる内容についてお答えをいたします。

小学校の学級数については、学校教育法施行規則第17条に「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情あるときは、この限りでない」とあります。

本市では、学校がそれぞれの地域と密接な連携のもと教育活動がなされておりまして、いわば地域によって学校が支えられていると言えます。それぞれの地域の文化に支えられながら、それぞれ特色ある学校づくりがなされているわけでありまして、したがって、12学級以上18学級の規模に達していない学校であっても、立派な教育風土の中、すばらしい教育実践がなされておりまして、学級数の規模は小さくとも、学校を支えてくれる地域との連携の中でさまざまな教育活動の展開を可能にし、大きな教育効果をあげていただいております。

小規模校には、小規模であるがゆえのメリットとデメリットがあります。これらを配慮しながら、上手に活用し、地域の支え、地域のサポートを加味することで地域の文化に支えられたさまざまな教育活動を展開することができます。小さな学校でも大きな教育効果を生み出すことができるものと思っております。

しかしながら、学ぶ集団の適正規模化を考えた場合において、十分に配慮しなければならないことは日々の授業であります。特に常々の授業において、多様な考えの中で自分の考えを確かめたり、他の意見を認め合うといった学習の深まりを持つことのできる学習環境の存在であります。

このことから子供たちの教育環境としては、単なる学級数の規模だけではなく学級内の人数が重要であると考えております。学習の深まりを可能にさせるには、学級内に、よく言われている4人程度の小グループを複数つくることのできる最低条件は必要であって、こうした学習環境を整備していくことが私どもの責務であると考えております。

このようなことから、御質問にありました岩手県宮古市で取り組んでおります四つ葉の学校事業の持つ課題と、本市の極小規模校の抱えた課題は必ずしも同様のものと言えないのではないかとこのように思っております。

宮古市の四つ葉の学校は、市町村合併前の旧新里村にあった四つの小規模校での交流事業とお聞きしております。四つの学校の児童数はそれぞれ20名から60名程度の学校でありまして、日々の学習の深まりをある程度期待できる規模のようであります。また宮古市の場合は、日々の授業の中ではぐくむ子供たちの力を補充する形で、週1回2時間の交流事業を行っているようであります。

現在、学ぶ集団の適正化を進めている田代小学校においては、児童数5名という極小規模校となっております。各学年一、二名の極めて少ない人数であることに加えまして、ここ数年児童のいない、いわゆる欠学年が生じております。そして変則的な複式学級の編制も余儀なくされているということでもあります。この状況は将来とも続くことが懸念されておりますし、教育課程の編制、実施はもちろん、児童の学習活動の広がりや深化に大きな課題となるととらえております。

特に、今教育に強く求められている児童生徒の資質、能力の育成に欠かすことのできない練り合い

の場、この練り合いの場を日々の学習活動の中で十分に設定することが困難な状況にあります。このことは、多様な考えの中で自分の考えを確かめたり、他の意見を認め合うといった学習の深まりを持つことを困難にしているということでもあります。

具体的には合奏や合唱、集団的ゲームや討論会などの学習活動が物理的に不可能であって、また学習内容に制限が加わることもありまして、多くの級友と切磋琢磨する中で培われる社会力の育成にも影響があるのではないかと懸念しているところでございます。子供たちに対して、将来持つであろうたくさんの友達を得られる環境を与えていないのではないかと心配しているわけでありまして。

これらの観点から、子供たちによりよい環境を提供すべきとの考え方に立って、白岩小学校との統合という方針を打ち出したということでございます。したがって、本市の状況と宮古市の四つの学校の状況とは根本的な違いがあるものと考えております。

次に、19年度に実施しました醍醐小学校と田代小学校の集合学習における成果と課題及び今後の方向性などについてお答えをいたします。

本市における集合学習の歴史は、最初田代小学校と幸生小学校の間で、両校で計画されている遠足、修学旅行などを一緒に実施するところから始まりまして。子供たちの数をふやすことで交流の中で楽しさを増大させるとともに、経費の削減の観点からもスタートさせたと聞いております。現在で30年ほど継続しておりまして、遠足等の実施のほかに両校合同の行事を実施したり両校教員の研修会を実施するなど、両校にとってなくてはならないものになっております。

さらに、田代、幸生、白岩の3小学校においても4年前より年に2回の集合学習を実施し、白岩地区の小学校の交流も重ねてきたところでございます。

このような中、今年度始めました醍醐小、田代小の両校の集合学習は、これまでと違って主要教科、特に国語と算数の授業へも踏み込んだ形での集合学習であります。この取り組みは田代小学校の極小規模化に伴い、その大きな教育課題への対応の一つとして始めたものであり、このねらいとしては四つ掲げております。

一つには、集合学習としてかわりを広げ、教科学習での交流を通して自己を磨く機会や場とすること。二つには、集団生活を送る上での必要な、相手の立場に立つ心や時間的な見通しを持った行動力を育成すること。三つには、友達をふやし友好の輪を広げる中で、陵西中での学びをスムーズにすること。四つには、教科指導や児童理解などの研修を深め、教師の指導力の向上を図ること。この四つであります。

このねらいのもと、集合学習についての話し合いを7月から始めまして、9月から5回にわたって実施されております。

この集合学習における成果としましては、より多様な考えがある中でお互いが相手を認め合い、尊重し合うことができたことにより学習活動に楽しさと深まりを持つことができたと同時に、交友関係の広がりや深まりを見ることができたこと、両校の教員の大きな研修の場面として有効であったことが挙げられます。

また、課題といたしましては、両校の職員間の打ち合わせの時間の確保が大変であるとか、あるいは移動に伴う時間的なロスが大きいこと、毎日集合学習を実施するわけでないために、長時間かけて学習する単元のごく一場面だけの学習になり、打ち合わせの効率が悪いことなどが挙げられておりました。

こうした中、20年度も集合学習を実施してまいりますが、このたび田代小学校の保護者や学校評議員会から次年度の方向性として白岩小学校との集合学習の実施という要望が出されました。その要旨は、白岩小学校との統合という教育委員会の方針が出されたことを踏まえまして、田代小で学ぶ子供たちが白岩小の子供たちと打ち解けて、スムーズに移行できるように白岩小学校との集合学習を進めてほしいというものでありました。

市教育委員会としましては、この要望を大事に考えまして、これまでの集合学習のねらいを継承する形で、白岩小学校、田代小学校の集合学習を今後推進していく予定であります。

今後、田代小学校の白岩小学校への統合に際しましては、子供たちが快くスムーズに移行できるような話し合いを続けてまいりたいと考えております。

次に、文化財保護事業についてお答えをいたします。

初めに、歴史的建造物の維持のための相談窓口の設置と支援体制についてお答えをいたします。

まず、歴史的建造物についてであります。意匠的、技術的にすぐれ、または歴史的価値や学術的価値の高いものとして、国、県、市指定文化財となっているものは13件であります。国指定重要文化財として本山慈恩寺本堂が1件、県指定のものとして旧西村山郡役所や本山慈恩寺山門など6件、市指定のものとして本山慈恩寺阿弥陀堂や澄江寺山門など6件であります。

このうち市指定の建造物の管理につきましては、文化財保護法にも定められておりますし、県や市の文化財保護条例で、所有者は条例並びに教育委員会の指示に従い管理しなければならないという内容になっておりまして、それぞれの所有者によって日ごろから大事に管理されているものと理解をしております。

市内に所在する無指定の歴史的建造物についてであります。まずは状況を的確に把握していくことが保護・保存の施策に肝要かと思っております。それには、これまで市独自の調査や山形県教育委員会とともに実施しました、民家調査や近世社寺建築調査などの資料の蓄積がありますので、これらをもとにしてその地域において建造物の歴史的価値の理解を深める取り組みなどを展開し、今後とも適切な管理をしていただくための助言に努めていきたいと考えております。

指定に至らない歴史的建造物所有者からの相談窓口につきましては、生涯学習スポーツ振興課歴史文化係が窓口となって、市史編さん専門員や文化財保護委員と連携をとり、また、必要に応じて歴史的建造物の専門家による指導を行うなど、適宜保存方法の相談に当たりたいと思います。まずは地元での保存する気運を高め、保存制度の活用結びつけていくなど、支えてまいりたいと思っておりますので、改めて相談窓口を設ける必要はないものと思っております。

次に、登録有形文化財の建造物の登録制度の活用についてお答えをいたします。

登録有形文化財（建造物）の制度は、保存及び活用についての措置が特に必要とされる築後50年を経過している文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する制度でありまして、相続時の税の一部控除などの措置があります。一方、維持管理に対する財政的援助や修繕の工事費に対する補助はありませんで、外観の4分の1を超える修理には届出が必要とされております。

登録有形文化財（建造物）の登録基準は、国土の歴史的景観に供しているものや造形の規範となっているもの、再現することが容易でないものとなっております。県内では、山形市の千歳館や酒田市の相馬樓など、旅館や店舗を中心に91件が登録されております。

文化財的価値の認められる建造物を継承していく主体は、所有物を初めそれにかかわる人たちであ

り、その建造物を利用し続けていくことが文化財の保護であり、活用であるという考えがこの制度の根本にあります。単に建造物の認知度を高めるために登録を進めていくものではありません。

今後、地域の人たちにこの制度を理解していただけるよう広報に努め、地域の人たちが地域づくりを進めていく中で、これらの利活用と文化財としての認知度の高まりを見ながら、登録有形文化財制度の活用を図ってまいりたいと考えております。

なお、このたびのふるさと回帰事業によって、たくさんの地域の建造物が地域の人たちによって歴史的遺産として見直されましたことは、今後の保存活用につながるものであり、意識の向上に結びつくものであると思っております。以上、お答え申しあげました。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 第1問にお答えいただきましたけれども、第一答弁の市長の答弁はこれかなって私は想像していたんですけれども、現実的に、今住民がいろいろ問いただしていることについて、もう少し耳を傾けてもらいたいなと思っているんです。

というのは、確かに法律では11号検査は必要だということは私も認めます。しかし、その内容が十分住民に伝わらない中であいまいな形で、二重検査という言葉が先んじている状況で、だからその辺で、二重検査を伴わないようにする仕組み、そういうことが一つは必要だと私は思っているんです。ですから、まず今私たちが委託している事業者にそういう、具体的な中身ですけれども、いろいろ調査項目あります、外見検査から何から。しかし、最後に残るのは水質検査の1点だけなんですね。

それを逆に、業者に、その委託業者に委託することによって経費が削減する、そういうことだろうと思っております。だから、その点をもう少し、市町村では不可能であれば、県に対してそういう形で経費を削減する方向性もこういう形であるんだということを指摘して、改善をお願いしたいということなんです。

そういう話でしたけれども、何だかこれをやらないと、違反者に対してそういうことだと位置づける形ではまずいなと思っていたんですけれども、現実にはそうなっているんですね、答弁見ると。ですからその辺を理解して、ですから環境省なども、やっぱりそこの対応がまだ不十分だと環境省も認めているんです、実際。だから、地方からももう少しそういう声を上げてなるべく効率よくできるような提案をしていただきたいというような話もあります。

ですから、そういう法律で決まったからというんでそれを遵守させるだけでなく、住民が困っていることに対して、もう少し具体的にやっぱりどういう問題があるのか、それをつかんだ上で具体的に回答をもらいたかったんですけれども、その辺ちょっと理解が足りなかったんじゃないかと思いません。

それで、合併浄化槽については、やはり下水道はある程度管理料というか使用料を払えばそれで十分なわけですけれども、この合併浄化槽は、自分で設置して自分で管理して、あるいは検査料も負担していく。そういう合併浄化槽と下水道の差というのは非常に大きいものですから、できるだけ私はこの合併浄化槽の維持費、こういう検査をなるべく削減する方向性をやっぱり探ってもらいたいなと思っていたんです。

それで、この合併浄化槽にいろいろ補助なども出している市町村もありまして、設置するときばかりでなくて維持管理に対しても補助している、千葉県の成田市の状況もあります。ですから、こういう形で金額的に半分ぐらいですか、負担している自治体もあります。

ですけれども、負担よりも、制度改正に向けて市長はもう少し努力をしてもらいたいと思います。この辺について、再度市長から答弁をお願いしたいと思います。

あと、学校の統合の問題ですけれども、私は、今回は直接田代小学校を位置づけた話ではないんです。統合の話ではないんです。ただ、私たち視察してきて宮古市の実態、小規模校同士の交流事業に対して、やはり寒河江市も今の実態を見ますと小規模校に近い学校が多いわけです。ですから、その辺の取り組みが今後の一つの私は課題だと思っているんです。ですから、今回の寒河江市のこの統合

の取り組みを見ましても、交流学习の目的は統合を目的に考えているわけですが、そうではなくて、学校の中でどういろいろな活動というか、視野を広げるための一つの取り組み、それをもう少し寒河江市として重視してもらいたい。

そういう考えで、今回この宮古市の実態なども述べて、今後寒河江市としてどう取り組むかということをお話ししたつもりでしたけれども、実際は田代小学校の話が先行してしまってその内容がほとんどでしたけれども、ですから、今後標準規模に満たない学校が寒河江市として、特に陵西学区に6校あるわけです。ですから、その6校に対して、ほとんどが陵西地区で、そして陵西中学校に入る生徒がほとんどですね。そうなりますと、いろいろな、中学校に入ったときのいろいろな問題が生じてくるので、そういうことも少し検討する一つの問題であると思っております。

あと、やはり学校を統合することによって地域が過疎化なるという心配も住民からの声も当然田代小学校あたり、あるいは幸生あたりも出てきていると思うんです。ですから、その辺について、やっぱり宮古市の取り組みを改めて見直して、こういう取り組みに対して規模が合わないとかなんとかでなくて、やっぱりそういう交流事業をすることによって、集落も存続が可能だという一つの取り組みを見ているわけですから、その実態をどう寒河江市で合わせていくかということも再検討する必要があるんじゃないかなと思っております。

ただ学校規模、それぞれの学校規模が違うということだけでなく、その視点も入れてもう少し大枠で学校維持、あるいは集落維持ということをもう少し再認識してもらいたいために、今回問題提起しているんです。

ですから、その辺について、今回集合学習、寒河江市でも醍醐小学校との取り組みしていますけれども、その中でいろいろな評価も現時点で出ているわけですから、それをやはりさらに拡大する。統合を目的とするのではなくて、その学習の内容をよい方向に持っていくための一つの方策として拡大するというのが私は必要だと思いますので、その辺について再度答弁をお願いしたいと思います。

あと、文化財保護についてでありますけれども、聞き取りの段階から、どうしても文化財保護という形になると住民の熱意だと、こういう言い方しますけれども、住民の熱意だけでは問題解決にはならないんです。実際そっちこっちで住民運動ができて、保存していくという団体も多くなってきていますけれども、いろいろな面で財政支援とかいろいろな支援対策が行政の方で具体的に進めてくれないければ、保存なんていうのは、今の時代ほとんど不可能です。特に今人口が減少している中で、集落存続さえ危ぶまれている中で、実際ある程度行政が主導になって進めてもらわないと存続なんて不可能ですよ、実際。そういう、住民が、住民がって必ず出てきますけれども、それは撤回してもらいたいですね。

それで、今回この文化財保護に対して、今年の、19年12月5日号に出ていましたけれども、市史編さんだよりも、千原家の能舞台の存続について寄稿というか、たよりがあった中身で、これ保存活用にする方法はないんだろうかと問いかけているのね、編集してくれた方が。これは市史編さんの方だと思いますけれども、そういうことから今回の保存に対しての新たな警鐘を鳴らされた内容だと私は思っているんです。

だから、その一つのきっかけは今進めている歴史文化ふるさと回帰事業ですね。これをやったことによって非常に市民はいろいろな面で、昔的な神社とかそういうところに目が行っているんですね。ですから、そういう面でやっぱり500年も同じ慈恩寺あたりの阿弥陀堂が500年たっているのに、幸生

にある同じような阿弥陀堂がなぜ何も手を加えられていないというような実態もあるんです。ですから、そういう同じ立場の建造物が、逆に慈恩寺は立派だけれども、幸生なんかに行くと、ちょっと悪いんだけれども非常にお粗末になってきています。ですから、そういうために、何とかやっぱり一つの位置づけとして継承していくということもやっぱり指導もする必要もあるし、あるいはこうした文化財を保護するための、逆に推進するための制度、だから、国の文化庁の事業でなくてもいいんです、これ。寒河江市独自でそういう形をつくって、そして文化財保護推進という形の名目の人とか、そういうのを配置して、ある程度認識を高めていって、それを存続する方法も一つはあると思います。

ですから、そのことについて今後どういう形で、寒河江市として、さっきもありましたけれども、広報活動とかいろいろな活用をしていきたいという答弁ありましたけれども、具体的にやっぱりその推進に当たる人をきちっと配置して進めていただきたいなと思っているんです。

それとこの千原家の能舞台について、あそこは間もなく道路整備かかるわけです。そうするとあの能舞台がなくなるわけです。そうした場合、あれやっぱりそのまましておけば解体されるわけですが、その辺について具体的に何か考えているのであれば回答をいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 松田議員、時間配分考えてください。佐藤市長。

佐藤誠六市長 この法律は、御案内のように18年の2月ですか、改正条項が追加されたわけですが、まだ日が浅い、2年足らずということですが、そういうことで、市といたしましてもこれまで何回となくPRに努めておるところですが、そういうことで、議員もおわかりのように、これは二重検査ではないというようなことは十分おわかりかと思えます。

そして、浄化槽設置者につきましては三つの義務があるんだということも、これも御案内かと思えます。そういうおわかりの上で、なお何とか法改正なり、あるいは運用上で改正できないかという御提案だろうと思えますけれども、ここまでやっとスタートしたものをすぐ改正ということは非常に厳しいのじゃないのかなと、声を上げなくちゃならないこともあるかと思えますけれども厳しいのじゃないかなと、このように思っております。

ですから、こういう公共の河川というものを、これを浄化して清潔に保ってきれいな川にしていくというようなことは、これはみんなの国民の願いなわけですから、そういうための三つの義務と、こういうことですから、それぞれ別個な視点から行われているということもこれはやっぱり御理解いただかなくちゃならないのじゃないかなと、このように思っております。

ですから、経費もかかること、それもわからないわけではございませんけれども、三つを合わせてできるものでは、そういう仕組みではないんだということを御理解いただきたいと、このように思っております。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

大沼保義教育委員長 お答えいたしますが、最初の子供の問題でありますけれども、文科省でも、今の子供は非常に実体験がないということで総合学習のようなものが入ってきたと、そういうことでもありますし、私どもも極小規模校、また小規模校ではやっぱり社会体験というものがもっとなきゃいかんんじゃないかと、子供の社会性をやはりこれからもっと涵養する必要があると、そういう思いから交流事業というもの、交流学习というものにはかなり委員会としても、これからも力を入れていきたいと思っているわけです。

ちょっと実務的でありますので、この件に関して、担当の方から答えさせていただきます。

それから、文化財の保護の件に関しては議員おっしゃるとおりでございますし、ふるさと回帰事業、これができたことによりまして随分、おっしゃるように千原さんの件も出てございます。これも具体的でございますので、ちょっと担当者から答えさせていただきます。よろしく申し上げます。

伊藤忠男議長 指導推進室長。

高橋利昌学校教育課指導推進室長 それでは、集合学習、交流学习の件につきまして私の方から答えさせていただきます。

先ほど委員長からもありましたように、そのときそのときの課題に合わせまして、これまで歴史を踏みながら、集合学習、交流学习をこれまで重ねてきた経緯がございます。ただ、各学校での教育実践にかかわりましては、先ほど委員長の答弁の中にもありましたように、地域と密接な連携をとる中でそれぞれ独自の教育実践を積み重ねてきたと、その中にほかの街場の学校にないさまざまなかかわりの中での貴重な経験をも加味するすばらしい実践があるということを踏まえたときに、少ない、あ

るいは小規模の学校であっても極めて価値の高い学習内容をこれまで構築していただいたというふうに考えております。

そういったものを大事にしながらも、議員のおっしゃるようなそういった交流というものを大事に考えて今後も研究してまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願いしたいというふうに思います。

伊藤忠男議長 生涯学習スポーツ振興課長。

工藤恒雄生涯学習スポーツ振興課長 それでは、先ほど千原家ということで出てまいりましたので、そのことについてお答え申し上げます。

皆様も御存じのとおり、千原家はもと中村家ということで非常に古い家柄であります。戸沢公、新庄の殿様も上京の折千原家で休んだという、そういう事実もある由緒ある家柄でもございます。その千原家に能舞台がございます。寒河江の町のだ真ん中に能舞台があるということは、私たち、実に素晴らしいことであり、町の気品にもつながる、自慢できるものであると思っております。かつて買い取り保存ということで検討した経過がございますが、実現には至っておりませんでした。

しかし、このたび道路の改良が近づきまして、取り壊さなければならないような状況も生じてきております。そんなことで私たちもその価値を認めておりまして、市内の謡曲を愛好している団体の方々と連絡を取り合いながら、その方々が、あの場所を守りながらそこで活動を続けたいという意向が取りまとまっております。

そういったものを受けながら、市としましても、その団体のそういった願いが実現するようにできることをバックアップしていきたいということで、今打ち合わせ等を行っておるところでございます。

先ほど議員の方からは、住民の熱意、熱意ということですので住民にということがございましたが、決してそういうことではございません。我々は、その原動力がやはり住民の熱意であり、それに引き続きそれぞれの役割を果たしながらということでございます。慈恩寺等につきましては歴史もかなり解明されております。そういった歴史の解明、また住民の理解がそういった文化財の価値を認め守ることにつながるんだということで、教育委員会といたしましても、できるものにつきましては一生懸命取り組みさせていただきたいと思っております。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 最後に市長に言うておきますけれども、\_\_\_\_\_、やはり住民の声も聞いて、それに、負担がふえて困った困ったと言っているときに、やはりもう少し、それじゃ制度改正の方法ないかぐらい、少し頭に入れて進めていただきたいと思います。終わります。

散 会 午後1時59分

伊藤忠男議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。